

# 家畜衛生情報

畜産課 TEL(087)832-3426~8 FAX(087)806-0204  
 東部家畜保健衛生所  
 TEL(087)898-1121 FAX(087)898-9558  
 西部家畜保健衛生所  
 TEL(0877)62-0020 FAX(0877)62-3299

## 鳥インフルエンザの今後の発生予防対策に関する提言について

令和8年度全国家畜衛生主任者会議から

4月17日、令和8年度全国家畜衛生主任者会議が開催され、昨今の家畜衛生の動向や今後の対策について農林水産省と都道府県の家畜衛生担当者、関係機関が集まり、情報共有と意見交換が行われました。

鳥インフルエンザについては、昨シーズンも全国15道府県で23事例確認され、約552万羽が殺処分されています。こうした状況を受け、この会議で「今後の発生予防対策に関する提言」が紹介されました。この提言では、次のような対策が重要と紹介されました。

### (1) 異状の早期発見・通報

- ・発見及び通報の遅れはウイルス量が増大しまん延のリスクとなる。
- ・大腸菌症が疑われる場合や誘導換羽中でも、異状がこれらの影響によるものと即断せずに通報。

### (2) 飼養衛生管理の徹底

- ・飼養衛生管理基準は侵入リスク低減の基本。特定の項目に偏らず、全項目を継続的に遵守。
- ・大規模農場ではより一層の警戒感を持ち衛生管理を行うことが重要。R8年10月の塵埃対策義務化に向け、夏までに準備を進める。

### (3) 野鳥対策

- ・野鳥はウイルスを農場内に持ち込む主因の一つ。野鳥を誘引しないことが重要。

### (4) 過去に発生があった地域や家きん農場集中地域での対策

- ・過去発生地域や集中地域は、地域の過去の発生状況を把握し、より一層の飼養衛生管理の徹底に取り組む。
- ・大臣指定地域の農場は野鳥対策や消毒薬の備蓄等の必要な準備措置を確実に実施。

R8年シーズンも上記対策を実施して、鳥インフルエンザの発生予防に努めましょう。

## 家畜伝染病・伝染性疾病発生状況(近県) R8.2月~R8.4月

|    | 疾病名                  | 畜種 | 発生場所                                    | 発生時期      | 発生延べ戸数 | 発生頭羽数<br>(蜜蜂は群数) |
|----|----------------------|----|-----------------------------------------|-----------|--------|------------------|
| 法定 | ヨーネ病                 | 牛  | 岡山県、山口県、徳島県                             | R8.2 R8.4 | 5      | 5                |
| 届出 | 牛伝染性リンパ腫<br>(旧:牛白血病) | 牛  | 兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 | R8.2~4    | 97     | 122              |
|    | 破傷風                  | 牛  | 島根県                                     | R8.2 R8.3 | 2      | 2                |
|    | サルモネラ症               | 牛  | 鳥取県                                     | R8.2 R8.4 | 3      | 5                |
|    | 牛ウイルス性下痢             | 牛  | 島根県                                     | R8.2 R8.3 | 2      | 2                |
|    | 牛伝染性鼻気管炎             | 牛  | 高知県                                     | R8.4      | 1      | 4                |
|    | 豚丹毒                  | 豚  | 兵庫県、広島県、香川県、愛媛県                         | R8.2~4    | 18     | 21               |
|    | サルモネラ症               | 豚  | 愛媛県                                     | R8.3      | 1      | 2                |
|    | 鶏伝染性喉頭気管炎            | 鶏  | 広島県                                     | R8.3      | 1      | 4                |
|    | 鶏伝染性気管支炎             | 鶏  | 広島県、愛媛県                                 | R8.2 R8.4 | 4      | 22               |
|    | 伝染性ファブリキウス嚢病         | 鶏  | 愛媛県                                     | R8.3      | 1      | 3                |
|    | バロア症                 | 蜜蜂 | 愛媛県                                     | R8.2      | 1      | 300              |
|    | アカリンド二症              | 蜜蜂 | 鳥取県、山口県、香川県                             | R8.2 R8.4 | 4      | 6                |

## 畜産の危機を乗り越える！

令和8年度香川県畜産協会畜産夏季大学（香川県養牛研修会）から

令和8年7月23日（木）、高松センタービルにて、かつては夏の風物詩であった畜産夏季大学が数十年振りに復活しました。記念すべき復活の回では、「畜産の危機を乗り越える！」をメインテーマとして、有限会社シェパードの松本大策先生を講師に迎え、「子牛の疾病予防を中心に繁殖経営のお話」及び「もう一度肥育を考える 第一胃の違いを中心に」について、講演がありました。子牛では「最初の診断と治療方針が大切」であり、具体的な飼養管理方法や、骨折及び呼吸器疾患への対処など、繁殖経営のコツを聴くことができました。肥育については「高く売れる肉」を生産するため、飼料の重要性（牛はワラと水で腹（サシ）をつくる）や導入時などのストレス対策等について説明がありました。

同時開催の香川県養牛研修会では「飼養衛生管理基準（牛）の概要とポイント」と題し、家畜保健衛生所職員から香川県飼養衛生管理指導等計画（令和6～8年度）に定める、今年度特に守っていただきたい重点指導項目を中心に説明しました。牛の重点指導項目（うち、下線は優先指導項目）は、「埋却等に備えた措置」「衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等」「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用」「衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等」「畜舎に立ち入る者の手指消毒等」「畜舎の入口における靴の交換又は消毒等」「衛生管理区域から退出する車両の消毒等」「衛生管理区域から搬出する物品の消毒等」の8項目です。令和8年5月にランピースキン病が家畜伝染病に追加され、7月には韓国で6カ月ぶりに口蹄疫が発生するなど、予断を許さない状況が続いているので、研修会の内容を踏まえつつ、引き続き飼養衛生管理基準の遵守と早期通報の徹底をお願いします。

## アフリカ豚熱について

豚疾病特殊講習会から

令和8年7月に開催された豚疾病特殊講習会から、発生が危惧されているアフリカ豚熱について紹介します。

アフリカ豚熱（以下 ASF）は、世界各国、アジア全域で感染が拡大しており、現在東アジアで発生していないのは日本のみとなっています。日本では検疫対応が強化されていますが、旅客者による豚肉製品等の持込みやインターネットでの汚染豚肉購入など、依然として侵入リスクは高まっている状況です。

豚における ASF の症状は、発熱、元気消失、食欲不振、白血球減少、血小板減少などで、豚熱の症状と似ていますが、豚は感染するとほぼ100%死亡するといわれています。近年、中国で遺伝的に異なる強毒株が出現しており、病性も多様で、甚急性から不顕性感染に分けられます。甚急性型では、発熱後1～3日で死亡、急性型では耳翼や鼻端、四肢にチアノーゼを示し、鼻汁（鼻出血）、血尿、嘔吐、下痢、妊娠豚に流産を起こし、感染後7～10日で死亡します。

ASF は豚熱と違い、現在のところ有効なワクチンや治療方法はなく、発生防止には農場のバイオセキュリティを徹底するしかありません。農場に持ち込まないこと、発生した際に最小限の被害に留めることが最も重要となります。飼養衛生管理基準を遵守し、管理区域内の消毒や家畜の日々の健康観察、異状の早期発見・早期通報をお願いします。

## 豚熱発生時の選択的殺処分が導入されました

これまで、豚熱が発生した農場では、原則として農場内の豚を全頭殺処分していましたが、今回令和8年5月に家畜伝染病予防法が改正され、香川県を含むワクチン接種地域で選択的殺処分が導入されました。概要は次のとおりです。

- 殺処分の対象となる豚：主な対象は、①ワクチン未接種、接種後20日未経過、または発育不良の豚、②豚熱を疑う症状があり、PCR検査で陽性となった豚、③家畜防疫員が、まん延防止のために必要と判断した豚です。
- 発生時に行うこと：対象豚の殺処分と、死体や汚染物品の処理を実施し、畜舎を1週間間隔で3回消毒します。これらがすべて終わると、防疫措置が完了します。
- 残った豚の管理：消毒後の約3か月間、監視プログラムを実施します。期間中は移動制限と、農場内で異状がないか毎日の報告をお願いします。
- 出荷や移動について：上記の3か月間の監視プログラム中でも、症状のない豚であれば、と畜場への出荷や、子豚の肥育農場への移動が可能になります。

上記の選択的殺処分が導入されても、豚熱ウイルスの農場への侵入を防ぐため、適時・適切なワクチン接種と飼養衛生管理の徹底が重要です。日頃からワクチン接種記録や豚の飼養状況を整理し、異状がある豚を見つけた場合は速やかに家畜保健衛生所へ相談してください。

## 鶏舎におけるネズミの防除について

鶏疾病特殊講習会から

ネズミは、鶏舎内に病原体を持ち込む経路となるなど衛生上の脅威となるため、対策が必要です。しかし、ネズミ対策の問題点として、「高い繁殖力」、「殺鼠剤への抵抗性獲得個体増加」、「トラップへの警戒により捕獲困難」などが挙げられ対策に苦慮することも多いと思われます。これらの問題は一瞬で解決にはならず、ネズミの生態を理解し、継続的なモニタリングと日々の施設管理により対策していくことが重要です。

### ○すぐに出来るネズミ対策

- ・鶏舎内外の整理整頓と除草で隠れ場所を減らす
- ・ネズミの痕跡を発見する工夫を：片栗粉などをまぶして足跡を確認
- ・トラップや殺鼠剤は馴致期間を設ける：偽物で慣らし警戒を緩めてから本番へ
- ・殺鼠剤は種類を知り使い分ける：人への安全も考慮
- ・壁や天井の穴は速やかに塞ぐ
- ・痕跡やトラップ・殺鼠剤の馴致・設置は記録して継続

### ○これからのネズミ対策

- ・カメラ等でモニタリング
- ・出没のパターンや繁殖時期から予防的対策を実現
- ・対策重点区域の設定

ネズミに困っている方は、上記の対策を試してみるといいかも知れません。

## お知らせ

### ○令和8年度第90回香川県畜産共進会の開催日程について

・乳用牛(第1部)・肉用種牛(第2部):11月11日(水)、12日(木)

(於)香川県家畜市場 綾川町千足

・肉豚(第3部):10月30日(金)、10月31日(土)

(於)株式会社香川県畜産公社 坂出市昭和町

・肉牛(第4部):12月2日(水)、12月4日(金)

(於)坂出食肉地方卸売市場 坂出市昭和町

### ○第15回香川県畜産フェアの開催について

香川のおいしい畜産物が大集合！香川県の畜産物の認知度向上・消費拡大を図るため、フェアを実施！香川のブランド畜産物である、オリーブ牛、オリーブ豚、オリーブ地鶏をはじめ、鶏肉加工品、卵や牛乳、蜂蜜などが販売されます。

他にも、オリーブ畜産物の試食や牛の乳搾り体験、バターづくり体験、スタンプラリー、ガラポン抽選会など、イベントが盛りだくさんです！ぜひ奮ってご参加ください。

日時:令和8年10月18日(日)11時～16時

場所:丸亀町グリーン(香川県高松市丸亀町 7-16)